

第20回 拠点区分間の 貸付金・借入金の 会計処理方法

(株) 福祉総研上席研究員
松本和也

Q

当園（保育所）は指導監査の際、拠点区分間貸付金・借入金の期末残高について説明を求められました。処理方法や考え方について教えてください。

拠点区分間の処理についてはこれまで何度も何度か取り上げてきましたが、今回は特に本部拠点区分との資金のやり取りについて取り上げます。ここでは資金使途制限のある保育所からの、委託費を財源とした本部への繰り入れの視点で述べますが、資金使途制限のない認定こども園における施設型給付費の場合でも、会計処理方法には違いはありません。

(1) 委託費の本部への繰入範囲

本連載第4回（2024年7月号）で紹介したように、一般に本部拠点区分には収入がなく、本部の人事費や理事会運営費用、登記費用などを本部拠点区分の財源で賄うことはできません。そのため本部運営のために必要なものに限り、一定のルールの下で委託費をこれらの支出に充当することができます。このとき委託費を本部拠点区分に繰り入れて充当することができるのは、本部拠点区分から実際に支出した額まで、余分に繰り入れることはできません。充

当することができる本部拠点区分からの支出は人件費支出と事務費支出に限られ、例えば固定資産取得支出に充てることはできません。

また保育所拠点区分で発生した預金利息等については、資金使途制限そのものが存在しないため、自由に本部拠点区分に繰り入れることができます。

一般的に保育所拠点区分から本部拠点区分に繰り入れを行うのは、この2つのケースです。

このような場合には実際に保育所拠点区分から本部拠点区分へお金を移動させて、下のような処理を行います。しかし実際には、本部拠点区分における支出額と同額までしか繰り入れることはできないので、本部拠点区分からの支出額が確定してからでなければ移動することができません。

〈本部拠点区分の処理〉

（借方）現金預金 ／（貸方）拠点区分間繰入金収益
※資金収支計算書では「拠点区分間繰入金収入」

〈保育所拠点区分の処理〉

（借方）拠点区分間繰入金費用 ／（貸方）現金預金
※資金収支計算書では「拠点区分間繰入金支出」

(2) 本部拠点区分の支出額が確定できない場合

例えば本部に所属する職員の人事費があるとします。この職員の3月末までの超過勤務手当を4月に支払う場合、3月の勤務が終了しなければその額は確定できません。このように本部拠点区分の支出の中には4月にならなければ未払金の計上額が確定できないものがあります。また保育所拠点区分に積立資産としての定期預金がある場合、この利息額も残高証明書を得るまで確定できないことがあります。

このように、3月の早い時期に金額が確定していれば実際にその額のお金を移動することができるものでも、事実上それができないことがあります。

しかし実際に本部拠点区分にお金を移動することができなくとも、繰り入れの会計処理は当年度中に行う必要があります。例えば令和7年度の本部拠点区分に10万円の役員報酬支出があり、保育所拠点区分から10万円を繰り入れる（お金を動かす）場合、本部拠点区分の資金収支計算書には「拠点区分間繰入金収入10万円」と「役員報酬支出10万円」が計上され、保育所拠点区分から移動させた10万円で

役員報酬を支払ったことがわかります。しかし前述のような理由で実際にお金を移動させることができなかった場合、繰り入れ処理をしないと「拠点区分間繰入金収入10万円」が計上されず、令和7年度の本部拠点区分の当期資金収支差額はマイナス10万円が表示されます。そして令和8年度に10万円を移動し、繰り入れ処理を行うと、令和8年度において「拠点区分間繰入金収入10万円」が表示され、当期資金収支差額にはプラス10万円が表示されます。その結果、令和7年度はマイナス10万円、令和8年度はプラス10万円となってしまいます。

このようにしてしまうと、本来は令和7年度の支出に充当するために委託費から10万円を繰り入れるにもかかわらず、正しい表示ができなくなってしまいます。そこで、このような不合理を避けるために、期末までにお金を移動することができない場合には、下のような処理を行います。

〈本部拠点区分の処理〉
(借方) 拠点区分間貸付金 ／ (貸方) 拠点区分間繰入金収益
※資金収支計算書では「拠点区分間繰入金収入」
〈保育所拠点区分の処理〉
(借方) 拠点区分間繰入金費用 ／ (貸方) 拠点区分間借入金
※資金収支計算書では「拠点区分間繰入金支出」

これは、保育所拠点区分から本部拠点区分へ資金移動を行うものの、年度中にまだお金を動かしていない、ということを表す処理です。本来は当年度中に動かすべきお金を動かせなかつたので、本部拠点区分にとっては、まだもらっていない状態=貸している状態、すなわち「貸付金」となります。ここで社会福祉法人における支払資金は“現金預金”を指すのではなく、流動資産と流動負債を指すという点も想起してください。

例えば、あなたが友人とランチに行ったとします。それぞれ1,000円の定食を食べ、会計の段になって財布を忘れたことに気づきます。友人は「いいよ、代わりに出しておくから」と言って払っておいてくれました。この場合、友人からあなたに1,000円札が移動したわけではありませんが、あなたは友人に1,000円借りていると認識するでしょう。

このように、会計における「貸付金」や「借入金」といった概念は、実際に貸し借りによって移動した

金銭そのものを指すのではなく、貸している状態や借りている状態を表すものなのです。

(3) 貸借関係の年度末精算

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による
私立保育所に対する委託費の経理等について」
(平成30年4月16日／府子本第254号・雇児発0903第6号)
4 委託費の管理・運用
(2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。(以下略。下線は筆者。)

拠点区分間の処理について、指導監査担当者にもよく見られるのが、他拠点区分との貸借すべてが認められない、という誤解です。上に示した通知は委託費に関するもので、保育所に収入される委託費を他の拠点区分等に対して貸し付けた場合について述べたものです。したがって、本部拠点区分から保育所拠点区分に貸し付けた資金、つまり保育所拠点区分における拠点区分間借入金は資金使途制限の対象外です。本部拠点区分の資金は委託費が財源ではないからです。

「保育所には資金使途制限がある」と述べる方がよく見られますが、保育所に使途制限があるのではなく、委託費に使途制限があるという言い方の方が正確です。お金の使途はそれを拠出した人が決めるもので、寄附金は寄附者が、自治体単独の補助金は自治体が決めるものです。通知が述べているのは、あくまで委託費についての使途であることを理解すれば、本部からの資金貸付に年度内精算義務がないことも容易に理解できるはずです。

最後にあくまで私見ですが、通知の記載はあくまで「資金の貸付」に関するもので、会計処理上の必要性から生じたものを意識してはいないと考えられます。通知は「委託費は保育所の児童待遇のためのものだから、他拠点区分に移動して使途を不明確にすることは認めない」という主旨を明確にすることを目的としているのであって、会計処理方法を規定しようとしたものではないでしょう。したがって前記(2)の例のような処理は、決算承認後にできるだけ早く資金を移動して貸借関係を清算することを条件に、認められるものと考えることが妥当と考えています。